

令4学事文書第195号

令和4年(2022年)5月16日

公益社団法人山口被害者支援センター

理事長 鶴 義勝 様

山口県知事 村岡 嗣 政



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和4年5月16日から令和9年5月15日まで